

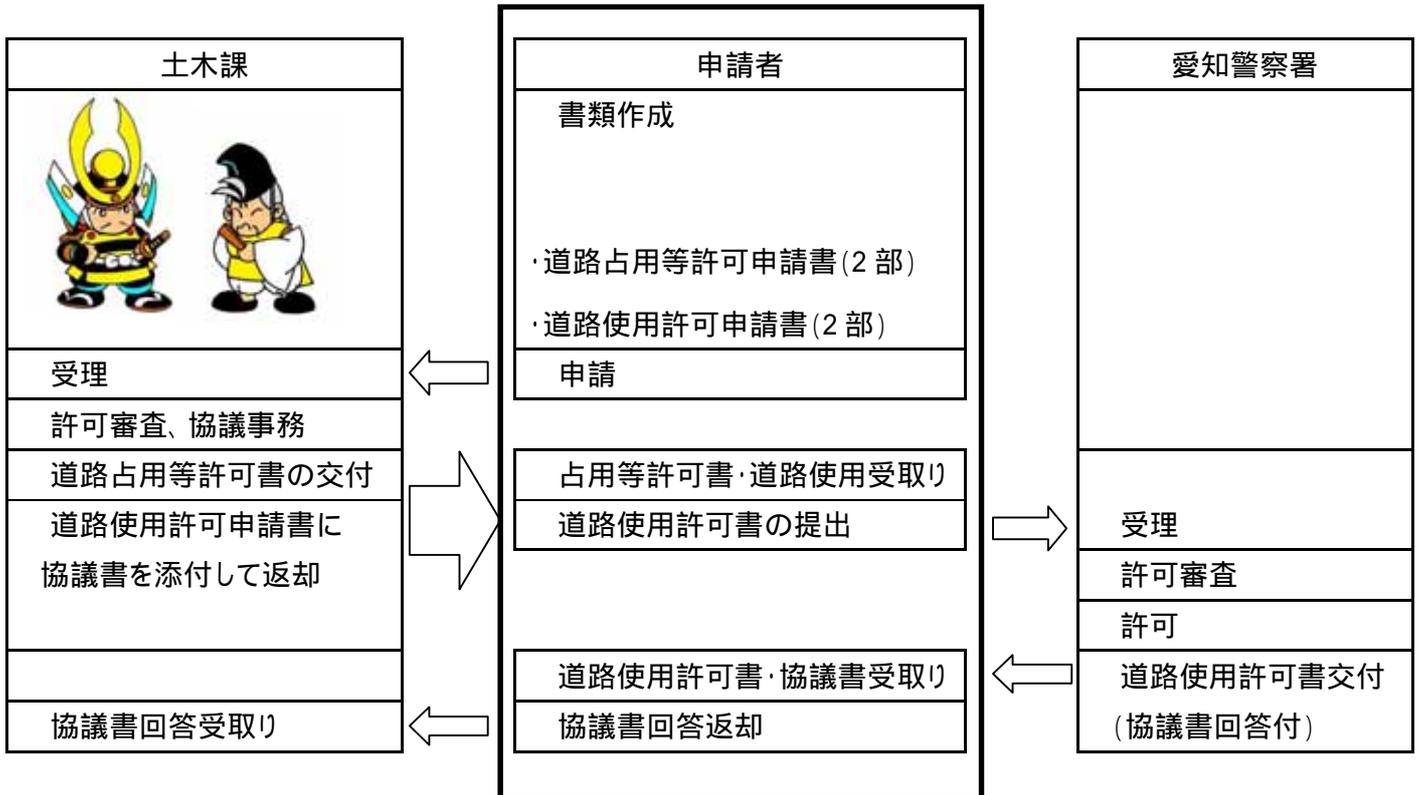
道路占用等の許可申請手続の注意

1. 道路使用許可申請書について

道路占用などの許可による工事で、少しでも道路の通行に影響のある場合には、警察署から「道路使用許可」を、同時に受ける必要があります。

道路使用の許可申請書は、様式に必要な図書を添付したものを2部用意し、うち1部に愛知県証紙 2500円を貼付してください。(市役所出納室にて販売)

通常、道路使用許可申請には、2週間を要し、下図のように手続きされます。緊急の場合や工事が半年以上先の場合には、この例に外れますので、お問い合わせ下さい。



2. 注意事項

許可書には条件事項が添付されていますので遵守してください。

許可内容の変更が生じた場合、事故が発生した場合には、速やかに連絡の上、管理者の指示に従ってください。

工事竣工届は、検査を兼ねますので、内容を示す写真を必ず添付してください。

工事による道路構造物の汚損・破損は施工者の責任となります。

施工者の責によらないものは、予め立会いまたは写真等により確認してください。

所轄警察署 愛知県警 愛知警察署 Tel.05613 - 9 - 0110

道路管理者 豊明市役所土木課 Tel.0562 - 92 - 1116